令和４年度　監査計画

令和４年３月３０日決定

１　監査計画の趣旨

この監査計画は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「公企法」という。）及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号。以下「財政健全化法」という。）の規定に基づいて監査委員が実施する監査、検査及び審査（以下「監査等」という。）に関し、京丹後市監査基準（令和2年3月23日監査委員告示第2号）第７条第１項の規定に基づき、令和４年度の監査計画について必要な事項を定める。

２　実施方針

（１）経済性・効率性・有効性の観点による監査等の充実

監査等を実施するに当たっては、市の財務に関する事務の執行及び市の経営に係る事業の管理並びに市の事務の執行が、地方自治法第２条「住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果をあげる。また、常にその組織及び運営の合理化に努めその規模の適正化を図る」の規定の趣旨にのっとって行われているかどうかに特に意を用いるものとして３Ｅ（経済性、効率性、有効性）の観点による監査の充実を図る。

（２）リスク・アプローチによる監査等の強化

監査等の対象に関する業務内容等を確認し、過去の監査結果の指摘等を踏まえ、事務処理の傾向からリスクを想定した上で、リスクの高いものに対しては、それに沿ったより具体的な重点事項・着眼点を定めて監査等を実施する。

（３）監査等の結果に対するフォローアップの充実

監査等の結果が事務事業の改善に資することとなるよう、過年度の指摘等に基づく措置状況について検証を行い、改善が認められない場合には再度の指摘等を行って、監査等の牽制機能を発揮する。

（４）職員への監査結果の提供及び周知

監査結果について、市全体の問題として認識するよう、分かりやすい形で情報提供と周知を行い、同じ指摘等が発生しないよう監査の実効性を確保する。

（５）柔軟な監査等の実施

新型コロナウイルス感染症の感染状況、これを踏まえた本市の対応状況等により、柔軟に年間計画を変更し、監査等を実施する。

３　実施予定の監査等の種類

（１）監 査

ア　定期監査　（法第199条第1項及び第4項の規定による監査）

イ　行政監査　（法第199条第2項の規定による監査）

ウ　工事監査　（法第199条第1項及び第5項の規定による監査）

エ　財政援助団体等に対する監査（法第199条第7項の規定による監査）

（２）検 査

例月出納検査（法第235条の2第1項の規定による検査）

（３）審 査

ア　決算審査　（法第233条第2項及び公企法第30条第2項等の規定による審査）

イ　基金の運用状況の審査　（法第241条第5項の規定による審査）

ウ　健全化判断比率等審査　（財政健全化法第3条第1項及び第22条第1項の規定による審査）

４　年間計画

（１）監 査

ア　定期監査　　令和４年１１月～令和５年３月
原則として２年で一巡するよう計画して実施する。

イ　行政監査　　令和４年１１月～令和５年３月
行政監査と併せて実施とする。

ウ　工事監査　　令和４年９月～令和５年３月

エ　財政援助団体等に対する監査

（ア）財政援助団体　　令和４年４月～６月

（イ）公の施設の指定管理者　令和４年９月～１１月

（２）検 査

例月出納検査　　原則として、毎月下旬に実施する。

（３）審 査

ア　決算審査

（ア）　公営企業会計　　令和４年６月～８月

（イ）　一般会計・特別会計　令和４年７月～８月

イ　基金の運用状況の審査　　令和４年７月～８月

ウ　健全化判断比率等審査　　令和４年７月～８月

５　監査等の実施体制

（１）監査等は、法令、京丹後市監査基準及び京丹後市監査委員監査規程に従い実施する。

（２）監査等の実施に当たっては、事務局職員により事前調査を行う。

６　個別実施計画及び着眼点

（１）個別実施計画

監査等の個別の実施計画は、それぞれの監査等の実施前に監査委員と事務局で協議の上、策定する。

（２）着眼点

監査等の着眼点は、各監査等の実施計画において決定する。

７　監査等の実施方法

監査等の実施方法は，次のとおりとする。

（１）監査委員による監査

監査委員による監査の方法は、事務局職員による事前調査資料に基づく監査のほか、必要に応じヒアリング（説明聴取）及び現地監査により実施するものとする。

ア　資料に基づく監査

事務局職員が収集した資料に基づき、監査を行う。

イ　ヒアリング（説明聴取）

監査等を実施するために、関係者に対してヒアリングを実施する。

ウ　現地監査

監査等を実施するために、必要な施設等に対して現地監査を実施する。

（２）事務局職員の事前調査

事務局職員による事前調査は、書類調査及び現地調査等を行う。

ア　書類調査

資料の提出を求め，提出された資料に基づき調査を行う。

イ　現地調査

現地において調査を行う。

８　講評、弁明及び見解等の聴取

監査委員による講評、弁明及び見解等の聴取については、各監査等の実施計画において決定する。

９　監査等の結果

監査等の結果に関する事項は、次のとおりとする。

（１）監 査

ア　提出及び公表

監査が終了したときは、速やかに監査等の結果に関する報告を決定するとともに、市長等へ期限までに提出し公表を行う。

また、監査の結果に関する報告を提出するときに際しては、必要に応じて報告に添えて意見を提出及び公表する。

イ　措置の公表

監査の結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じたことについて、市長等から通知があったときは、速やかに公表する。

ウ　処理状況の報告

監査の結果、指摘した事項の処理状況について、期限を定めて市長等に対し文書での報告を求める。

（２）検 査

例月現金出納検査の結果に関する報告については、検査終了後に議会及び市長に提出する。

（３）審 査

ア　公営企業会計決算並びに一般会計・特別会計決算及び基金の運用状況を審査した結果に関する意見については、期限までに市長に提出する。

イ　健全化判断比率等を審査した結果に関する意見については、期限までに市長に提出する。